

駒ヶ根市自治組織に関する在り方検討会の進め方について

1 経過

- (1) 市民向けアンケート実施 8月 回答率 40.76%
 (2) 自治組織向けアンケート実施 10月 回答率 83.09%

2 駒ヶ根市自治組織の在り方検討会設置要綱について

- (1) 所掌事務について（第3条）
 自治組織の在り方や、課題解決について検討し、自治組織や市に対して提言を行う。
- (2) 委員の任期について（第5条）
 委員の任期は、本日12月21日から自治組織や市に対して提言が終了するまで、概ね2年を予定しています。
- (3) 座長、副座長について（第6条）
 座長は、検討会の議事の進行をはかる役割、司会者になります。
- (4) 部会について（第7条）
 調査事項等が発生した場合、部会を設置し、調査、検討を行なうことができます。
- (5) 委員以外の出席について（第8条）
 課題解決に向け、関係する部署の職員が出席することもあります。

3 検討会の運営について（案）

自治組織の在り方検討会は、設置要綱の規定により開催するほか、運営については、つぎのとおりとします。

(1) 運営の原則

- 各委員の意見、提言を尊重します。
- 意見等が多岐にわたる場合は、列記して集約（まとめ）を行います。
- 意見・提言の集約に当っては、実現可能な提言を目指します。
- 検討会の運営に当たり、新たなルールが必要になった場合は、検討会委員が協議して定めます。

(2) 会議情報の公開

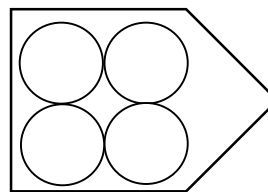
- 会議は、全て公開を原則とします。（会議開催のプレスリリースを行いますので、新聞記者やエコシティが取材に入ることがあります。）

(3) 議論の進め方

議論するテーマ（素案）
役員の担い手不足、役員負担の軽減と担い手不足解消
防災活動、環境美化活動の見える化
...

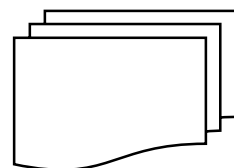
7・8人のグループに分かれ

テーマについて検討

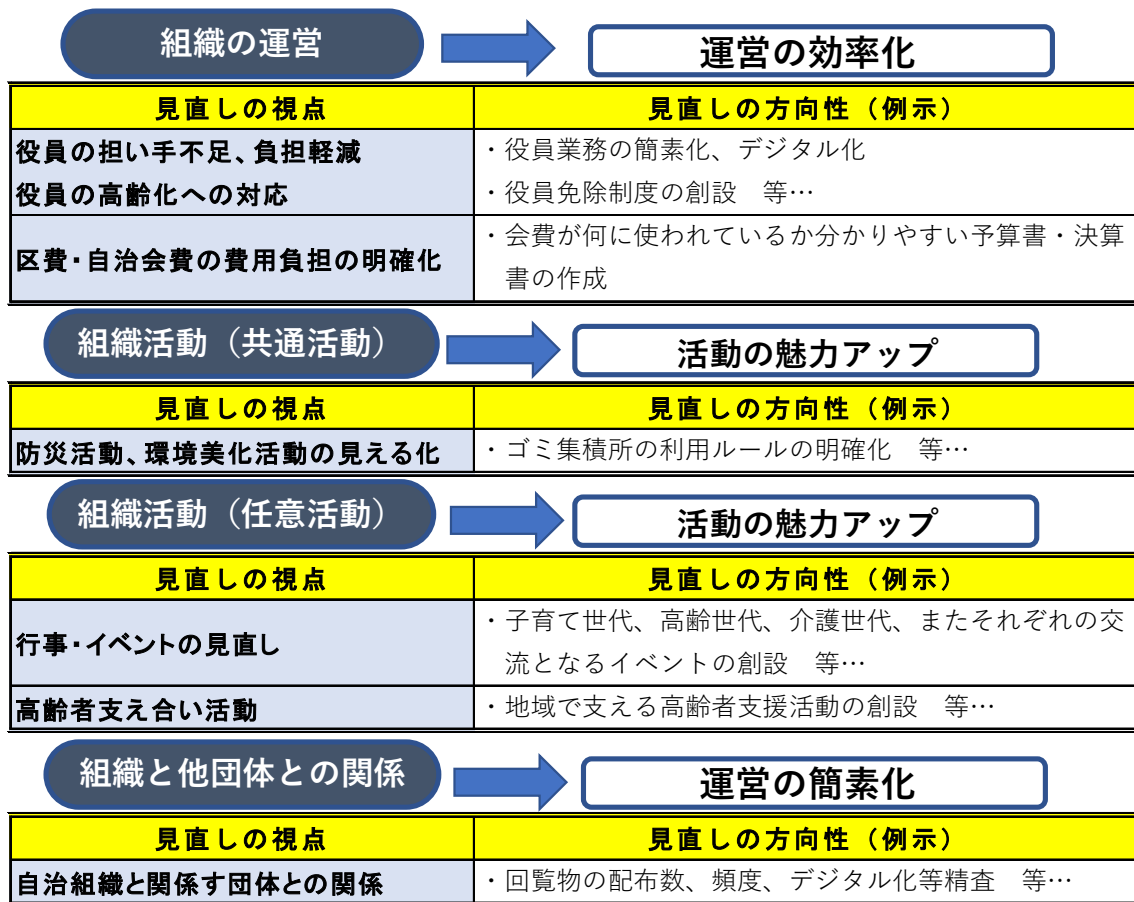


グループ 1～4

全体会で発表→
事務局による集約



4 両アンケートの分析結果から導かれた課題の整理（別紙 資料2）



5 検討会の進め方について

(1) 全体のスケジュール（案）

令和5年度			令和6年度				令和7年度				
4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
市民アンケート調査 自治組織向け調査			○講演会		○先進地視察						◆提言書の提出
		●第1回在り方検討会				●第5回在り方検討会					
			●第2回在り方検討会				●第6回在り方検討会				
			●第3回在り方検討会			●第4回在り方検討会					
								●第7回在り方検討会			
									●第8回在り方検討会		
各回テーマについてグループワークを行う。											

※図中、会議の頻度、時期については目安です。進行状況により変更することがあります。

(2) 今年度の予定

- 第1回検討会 12月21日（木）
- 第2回検討会 2月14日（水）
- 白戸教授による講演会

駒ヶ根市自治組織の在り方検討会設置要綱

令和5年9月28日
告示第184号

(設置)

第1条 自治組織の抱える課題の解決に向け、駒ヶ根市における自治組織の在り方を検討するため、駒ヶ根市自治組織の在り方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、自治組織とは、駒ヶ根市協働のまちづくり条例（平成20年条例第14号）第2条第3号に規定する自治組織をいう。

(所掌事務)

第3条 検討会は、次に掲げる事項に関して検討及び提言を行うものとする。

- (1) 自治組織の在り方に関すること。
- (2) 自治組織と市の連携に関すること。
- (3) その他自治組織の抱える課題の解決に関すること。

(組織)

第4条 検討会の委員は35人以内とし、次に掲げる区分に応じ市長が委嘱する。

- (1) 自治組織に属する者
- (2) 自治組織に属さない者
- (3) 識見を有する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第3条に規定する所掌事務が終了するまでの日とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第6条 検討会に座長及び副座長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 座長は、検討会を総括する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第7条 検討会に、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会は、検討会が定めた事項について調査及び検討を行う。
- 3 部会の部会長、副部会長及び部会員は、座長が任命する。

(会議)

第8条 検討会は、座長が招集し、座長が会議の議長となる。

- 2 検討会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 3 部会の会議は、部会長が招集する。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。